

令和5年度社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査結果について

社会福祉法等関係法令に基づき、令和5年度に岡山市が実施した標記指導監査の結果を、次のとおり取りまとめました。

1 指導監査の実施状況

市が令和5年度に指導監査を行った社会福祉法人及び社会福祉施設は、国、県が指導監査を所管する法人・施設を除いた102法人、314施設のうち、38法人、236施設です。

その結果、文書指摘を行った法人・施設は、28法人、73施設で、指摘件数は、法人が85件、施設が137件でした。

また、市の指導監査の結果通知に対し、概ね2か月以内に改善報告が市へ提出されます。

なお、改善状況については、次回の指導監査において実地に確認し、確実に改善が行われるよう指導しています。

区 分		法人・施設数	実 施 数	指摘法人 ・施設数	指摘件数	改善済数	改善予定
社会福祉法人		102	38	28	85	18	67
社 会 福 祉 施 設	生活保護施設	2	0	0	0	0	0
	障害者福祉施設	13	5	3	4	1	3
	老人福祉施設	96	37	22	50	18	32
	児童福祉施設	203	194	48	83	21	62
	計	314	236	73	137	40	97

※児童福祉施設には、幼保連携型認定こども園を含む。

2 指摘状況

文書改善指摘の主な内容は、次のとおりです。

区分	件数	主な指摘事項		
		内容	件数	
社会福祉法人 (38法人)	85	決算手続が、法令及び定款の定めに従い、適正に行われていない。	9	
		資金収支予算書は、定款の定め等に従い適正な手続により作成されているか。	8	
		評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っていない。	6	
		計算書類に整合性がとれていない。	6	
社会福祉施設	生活保護施設 (0施設)	0		0
	障害者福祉施設 (5施設)	4	運営費の年度繰越が適切に実施されていない。	2
	老人福祉施設 (37施設)	50	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修が、定期的実施されていない。	7
			消防訓練が適切に実施されていない。	5
			身体拘束廃止のための委員会が適切に開催されていない。	4
	児童福祉施設 (194施設)	83	収入金が適切に処理されていない。	24
			積立資産又は積立金に不備がある。	10
			国庫補助金等特別積立金が適切に処理されていない。	9